

第34号議案

文京区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第九号

文京区社会教育指導員設置等に関する規則

文京区社会教育指導員設置等に関する規則（昭和四十年三月文京区教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第八条中「支給方法については、」の下に「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）及び」を加える。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

文京区社会教育指導員設置等に関する規則（昭和四十年教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区社会教育指導員設置等に関する規則</p> <p>昭和四十年三月三十一日 文教委規則第六号</p> <p>令和二年 月 日 文教委規則第 号</p> <p>第一条～第二条（略） （欠格条項）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、指導員となることができない。</p> <p>（削除）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二 当該地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>第四条～第七条（略） （報酬及び費用弁償）</p> <p>第八条 指導員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）及び文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年文京区条例第十八号）の定めるところ</p>	<p>○文京区社会教育指導員設置等に関する規則</p> <p>昭和四十年三月三十一日 文教委規則第六号</p> <p>第一条～第二条（略） （欠格条項）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、指導員となることができない。</p> <p>一 禁治産者及び準禁治産者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 当該地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>第四条～第七条（略） （報酬及び費用弁償）</p> <p>第八条 指導員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年文京区条例第十八号）の定めるところによる。</p>

<p>による。</p> <p>第九条（略） 付 則</p> <p>この規則は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>第九条（略）</p>
--	---------------